なお、単一品種に偏重している産地では、気象災害に対して脆弱であることから、早晩性が異なる複数の品種を組み合わせる等の危険分散の取組を進めるとともに、気象災害を受けた際の農家所得を確保するため、農業共済加入率の向上を図ることも重要である。

さらに、火山活動に伴う降灰の影響を恒常的に受けている産地においては、その影響を軽減するための対策を計画的に推進する。

⑷　中山間地域等における離農茶園への対応

中山間地域においては、気象条件や立地条件を活かした特徴のあるお茶が生産されている産地も見受けられる。一方、中山間地域を中心に高齢化等によりお茶の生産者の離農の増加が予想され、農村コミュニティの維持の観点からも、今後、その保有する優良な茶園が荒廃地とならないよう、意欲ある多様な経営体に集積する取組を推進する。

⑸　放射性セシウムの低減に向けた取組

原子力発電所事故の影響により、お茶から放射性セシウムが検出されたメカニズムは、土壌から根を通じて樹体に吸収されたものではなく、古葉に付着したものが葉面から樹体に吸収され、新芽に移行したものと推定されている。また、放射性セシウムは、茶樹の葉や枝に多く留まり、根にはほとんど転流していないことも明らかになっている。

これらのことから、茶樹の放射性セシウムの低減を効果的に図るためには、台切り、中切り、深刈り等の剪枝や整枝を茶樹の生育段階に応じて適切に行うことが必要であり、これらの取組を推進する。

2　加工及び流通の高度化

⑴　お茶の生産者・生産組織による製造、小売を含めた一体的な取組の推進

お茶農家や荒茶加工場を単位とした生産組織が、生産した生葉を活用して荒茶加工を行い、製茶まで加工し販売する経営は、生産だけでなく、加工・販売の各段階で発生する付加価値を取り込み、さらには、自販によりお茶製品の消費者ニーズを的確に把握することも期待できる。

このため、お茶農家等の所得の増大を図る観点からも、小売りを含めて経営を多角化・高度化する取組を推進する。

⑵　中小企業者と生産者との連携による事業活動に係る取組の推進

流通業等の中小企業者とお茶の生産者が連携した事業活動は、双方が有する経営資源を相互に補完し合うことにより、単独の取組では実現することができなかった新商品の開発や新たな販路拡大が可能となる。

このため、新たな価値を創出させるという観点から、流通業等の中小企業者とお茶の生産者との連携による事業活動を推進する。

⑶　加工施設の整備の推進

共同荒茶加工場等、既存の加工施設における加工コストを低減するため、老朽化した加工施設や適正規模でないものについて、産地ごとの戦略に基づいて、効率化及び合理化に資する施設の整備を推進する。

なお、荒茶加工施設の整備に当たっては、短期間に荷受けが集中し、過大な規模の施設整備による全体のコストが増加しないよう、収穫時期を分散させ、加工施設の稼働効率を上げることにも留意する必要がある。

3　品質・付加価値の向上の促進

⑴　品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及

多様なニーズに即したお茶の生産を促進するため、味や香り、加工適性等に優れた新たな品種の育成・普及や栽培・加工技術等の研究を推進する。

なお、新品種の普及に当たっては、産地の品種構成や加工施設等の整備状況についても十分考慮することが必要である。

⑵　生産者及び加工事業者による品質の向上のための取組の推進

お茶の品質の向上を図り、新たな価値を創出するため、お茶の生産者が、加工事業者、流通事業者、食品製造事業者等と連携し、それぞれの経営資源やノウハウを活用して、被覆栽培、有機栽培等の栽培方法の導入や、加工・流通方法の改善等を図る取組を推進する。

なお、お茶の生産に当たっては、農業生産工程管理（ＧＡＰ）の推進等により、施肥が環境に与える影響に十分配慮するとともに、有機質肥料の活用について地域の畜産農家と連携を図るなど、持続的な取組となるよう留意することが必要である。

⑶　付加価値の向上のための取組の推進

お茶の付加価値を向上させ、所得の増加による経営の安定化を図るため、ティーバッグやドリップ式の緑茶等の簡便な飲用需要に応える商品の開発や、玉露、てん茶、釜炒り茶のほか、紅茶、ウーロン茶といった発酵茶等、従来の煎茶とは異なる茶種への転換、包装の工夫等の取組を推進する。

4　消費の拡大

⑴　お茶のブランド化の推進及び新しいお茶の楽しみ方の提案

消費者における特定産地のお茶の認知度を高めるため、色、香り、味等で、従来のお茶との差別化やブランド名の定着を図る取組を図ることが必要である。

また、お茶との相性が良い和食や和菓子と連携したお茶の提供のあり方や、洋食や洋菓子等とのコラボレーション、お茶の食材としての利用、お茶が有する健康への効果に着目した飲用など、お茶の消費が低下している若年層の生活様式にも合わせた魅力的なお茶の楽しみ方を、関係者が一体となって提案、情報発信していくことも必要である。

このため、特色ある商品のブランド化を図り販売を促進していく取組や、消費者が求めるお茶の商品形態や需給状況等の情報について、お茶の生産者と流通業者等が共有する取組を推進する。

⑵　新用途への利用に関する研究開発の推進及びその成果の普及

緑茶に含まれる様々な成分がもたらすがん予防効果、血圧降下作用、殺菌作用等の機能に着目し、新たな用途への利用の拡大を図るため、

①　緑茶に含まれる成分と様々な機能の因果関係や発現メカニズムの解明

②　成分を活用した医療分野を始めとする新たな用途への利用や商品開発

③　新商品や新用途への利用に関する研究開発等の情報収集及び産地、関係機関等への発信

を産学官が一体となって推進する。

⑶　お茶を活用した食育の推進

児童がお茶のおいしい淹れ方や楽しみ方を学ぶことは、我が国の食文化の理解の助けとなり、また、将来的に社会全体が、お茶の文化を連綿と継承していくことにつながるものである。

このため、児童のお茶の飲用に関する実態調査を進めるとともに、児童を対象とする参加型イベントによるお茶をたしなむ体験等を通じたお茶の普及活動を推進する。

また、お茶が「日本型食生活」にも深く根ざしてきたことを踏まえ、お茶の普及活動を行っている団体等の多様な主体と連携・協力し、効果的な食育活動を推進する。

⑷　お茶の産地と都市との交流の取組の推進

茶園の風景や茶摘み体験は、消費者である都市住民にも好意的に受け止められるものであることから、お茶の産地である農村地域において、これらを活用したグリーン・ツーリズム等、都市農村交流の取組を推進する。